

全道庁労連情報第138号		日時	2011年3月14日 16時00分	
送信先	全総支部・全支部	担当部	合理化対策部(川上・池田・鈴木)	枚数: 3

東北地方太平洋沖地震に伴う業務対応について(1)

～保健福祉部が職員を派遣。適切な対応を申し入れる～ ～道当局あて災害派遣に当たっての申し入れを実施～

1 3月14日、保健福祉部当局は全道庁に対し、3月11日に発生した『東北地方太平洋沖地震』に係る被災地への職員派遣について協議してきた。

2 協議にあたり、保健福祉部当局は、「厚生労働省より、現地の支援体制を確保するために職員派遣を要請されている。保健福祉部としては、事態の緊急・重要性を踏まえ、可能な限り要請には応じて参りたい。当面の派遣等は想定しているが、今後の状況によって、別途協議することもある」とし、現在予定している派遣内容を次のとおりに明らかにした。

<保健福祉部関係> ※ 別紙資料のとおり

- ①業務内容：「被災者の健康相談」
- ②派遣期間：3月15日(火)から3月22日(火)
現地活動は16日から21日(6日間)
- ③派遣者：事務職1名、保健師3名

3 保健福祉部当局は上記のような派遣内容を示すと共に、派遣期間の長期化や、それに伴う派遣職員の増員も考えられるとの見解を示した。

全道庁としては、被災地の復旧及び住民生活の支援を最優先とする必要があることから、職員派遣はやむを得ないと判断するが、職員の健康管理や職場環境への影響も懸念されることから、派遣に当たっての誠意ある対応を求めた。

また、未定となっている部分も含めて、今後の対応については、事前準備も必要であることから、関係職場への早急な協議と十分な職場説明を行うよう申し入れた。

さらに、全道庁はこうした状況を受けて、別添のとおり、災害派遣に当たっての申入書を道当局(対応職員監室)に提出し、今後実施される職員派遣に当たっては道当局として誠意ある対応をするよう申し入れた。

4 各総支部は、本情報の内容を速やかに関係支部へ周知すること。

関係支部は、組合員への周知を図り、所属長からの説明を徹底させるとともに、派遣者の負担軽減や、派遣前後における業務に支障がないよう配慮させること。

また、問題点等が発生した場合は、関係総支部を通じて、本部合理化対策部へ報告すること。

以 上